

一般社団法人日本衛生検査所協会 組織運営規則

(総則)

第1条 一般社団法人日本衛生検査所協会（以下「本協会」という。）の組織及び運営については、この規則の定めるところによる。

(支部)

第2条 本協会は、定款第4条に規定する事業を日本全国において円滑に運営するため、支部を置く。

- 2 支部の名称及び所管区域は、別表1のとおりとし、支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(常設委員会)

第3条 本協会は、定款第4条に規定する事業を推進するため、次の委員会を置く。

各委員会の所管事項は、別表2のとおりとする。

総務労務委員会

全国運営管理委員会

学術委員会

広報委員会

- 2 前項の委員会のほか、専門の事項を調査審議するため特に必要がある場合は、理事会の承認を得て、専門委員会を置くことができる。
- 3 第1項に規定する委員会は、関連する事業等の検討並びに取り進めに当たり、理事会の承認を得て、小委員会を置くことができる。
- 4 前3項に規定する委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(専門委員会)

第4条 前条第2項に則り、次の委員会を置く。

生涯学習推進専門委員会

(特別機関)

第5条 本協会は、衛生検査所の質の向上を図るための特別な機関として次の機関を置く。

倫理委員会

精度管理委員会

裁定委員会

遺伝子検査受託倫理審査委員会

検査事業検討委員会

- 2 倫理委員会は、本協会の会員である衛生検査所の行動倫理に関する事項を所管する。
- 3 精度管理委員会は、衛生検査所の精度管理に関する事業の推進、精度管理調査の実施、精度管理についての調査研究に関する事項を所管する。
- 4 裁定委員会は、本協会の会員である衛生検査所の制裁に関する事項を所管する。

- 5 遺伝子検査受託倫理審査委員会は、「遺伝学的検査受託に関する倫理指針」の適正な実施に関する事項を所管する。
- 6 検査事業検討委員会は、日衛協並びに衛生検査所の将来像、衛生検査所に関する法律等の改正等及び社会診療報酬に関する事項を所管する。
- 7 倫理委員会、精度管理委員会、裁定委員会、遺伝子検査受託倫理審査委員会及び検査事業検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(事務局)

第5条 定款第45条に則り、事務局の運営に関して次のとおり定める。

- 2 事務局長は、事務局の事務を総括する。
- 3 その他の職員の職務は、事務局長が指定する。
- 4 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(本規則の改廃)

第6条 この規則は、理事会の決議によって改廃することができる。

附 則

- | | |
|-------------|--------------|
| この規則は、昭和62年 | 3月25日から適用する。 |
| この改定は、昭和63年 | 4月1日から実施する。 |
| この改定は、平成元年 | 4月1日から実施する。 |
| この改定は、平成2年 | 4月1日から実施する。 |
| この改定は、平成3年 | 4月1日から実施する。 |
| この改定は、平成5年 | 4月1日から実施する。 |
| この改定は、平成7年 | 4月1日から実施する。 |
| この改定は、平成9年 | 5月25日から実施する。 |
| この改定は、平成12年 | 4月1日から実施する。 |
| この改定は、平成13年 | 4月1日から実施する。 |
| この改定は、平成14年 | 4月1日から実施する。 |
| この改定は、平成18年 | 4月1日から実施する。 |
| この改定は、平成25年 | 4月1日から実施する。 |
| この改定は、令和4年 | 6月1日から実施する。 |

別表 1

支部の名称及び所管区域

名 称	所 管 区 域
北 海 道 支 部	北海道
東 北 支 部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東甲信越支部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
北 陸 支 部	富山県、石川県、福井県
中 部 支 部	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近 畿 支 部	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国 支 部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国 支 部	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州 支 部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別表2

常設委員会の所管事項

名 称	所 管 事 項
総務労務委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務及び財務に関すること 2 衛生検査所の労務問題に関すること 3 行政機関との連絡調整及び国の施策への協力に関すること 4 関係団体との連携及び協力推進に関すること 5 コンプライアンスに関すること 6 その他、他の委員会の所管に属さないこと
全国運営管理委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 衛生検査所の運営管理の向上に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・衛生検査所の雇用問題、交通事故対策、災害時の応援体制検討等 2 検体検査受委託における諸問題の調査、検討及び改善に関すること 3 社会保険診療報酬における検体検査に関する情報共有等に関すること
学術委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨床検査に係る学術技術の研鑽及び向上に関すること 2 特別管理産業廃棄物処理に関すること 3 医療フォーラム21の運営に関すること 4 ITに関すること
広報委員会	機関紙及び広報紙の発行、その他広報活動に関すること